

H31-35 国営讃岐まんのう公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項(案)

平成 31 年 4 月

国土交通省四国地方整備局

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
1.1. 対象施設及び対象業務の概要	1
1.1.1 対象施設の概要	1
1.1.2 開園期間及び時間	2
1.1.3 入園料	2
1.1.4 施設目的	3
1.1.5 対象業務の概要	4
1.2. 業務内容	8
1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	8
1.2.2 施設・設備維持管理業務	8
1.2.3 植物管理業務	8
1.2.4 収益施設等設置管理運営業務	9
1.3. サービスの質の設定	10
1.3.1 包括的な質の設定	10
1.3.2 個別業務の質の設定	12
1.3.3 創意工夫の発揮可能性	14
1.3.4 モニタリング方法	15
1.3.5 委託費の支払い方法	16
1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	17
2. 実施期間に関する事項	21
3. 入札参加資格に関する事項	22
3.1. 入札参加資格について	22
3.2. 企業の業務実績に関する要件	24
3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件	26
3.4. 共同体での入札について	30
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	31
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）	31
4.2. 入札実施手続	33
4.2.1 提出書類	33
4.2.2 申請書類の内容	33
4.2.3 企画書の内容	34
4.2.4 収益施設運営計画書・「自主事業施設運営計画書」	35
4.2.5 ヒアリングの実施	35
4.2.6 その他	35
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サー	

ビスを実施する者の決定に関する事項.....	36
5. 1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定.....	36
5. 1. 1 基本項目審査.....	36
5. 1. 2 提案項目審査.....	36
5. 2. 事業者決定にあたっての評価方法.....	39
5. 2. 1 事業者の決定方法.....	39
5. 2. 2 総合評価の方法.....	39
5. 2. 3 留意事項.....	42
5. 3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて.....	42
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	43
7. 事業者の使用させることができる国有財産に関する事項.....	44
7. 1. 施設.....	44
7. 2. 設備.....	44
8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して 報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サー ビスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する 事項.....	45
8. 1. 報告について.....	45
8. 1. 1 業務計画書の協議と承諾.....	45
8. 1. 2 業務責任者及び業務の関係者.....	45
8. 1. 3 業務報告書.....	45
8. 1. 4 検査・監督体制.....	45
8. 2. 調査への協力.....	45
8. 3. 指示について.....	46
8. 4. 秘密の保持.....	46
8. 5. 個人情報の取り扱い.....	46
8. 6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置.....	46
8. 6. 1 業務の開始及び中止.....	46
8. 6. 2 公正な取り扱い.....	46
8. 6. 3 金品等の授受の禁止.....	46
8. 6. 4 法令の遵守.....	47
8. 6. 5 安全衛生.....	47
8. 6. 6 記録・帳簿書類等.....	47
8. 6. 7 権利の譲渡.....	47
8. 6. 8 権利義務の帰属等.....	47
8. 6. 9 一般的損害.....	47
8. 6. 10 再委託または下請負の取り扱い.....	47
8. 6. 11 契約解除.....	48
8. 6. 12 契約解除時の取り扱い.....	48
8. 6. 13 契約内容の変更.....	49

8.6.14	契約の解釈	49
8.6.15	業務計画書の提出	49
8.6.16	業務計画書の変更	49
8.6.17	業務の引き継ぎへの対応	49
8.6.18	業務評価について（案）	49
9.	事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	51
10.	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	52
10.1.	調査方法	52
10.2.	実施状況に関する調査の時期	52
10.3.	調査方法及び項目	52
10.4.	四国地方整備局総合評価委員会への報告	52
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	53
11.1.	対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告	53
11.2.	四国地方整備局の監督体制	53
11.3.	事業者が負う可能性のある主な責務等	53
11.3.1	罰則等	53
11.3.2	会計検査について	53

H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 30 年 7 月 10 日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された H31-35 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1. 対象施設及び対象業務の概要

1.1.1 対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名称 国営讃岐まんのう公園
所在地 香川県仲多度郡まんのう町
敷地面積 約 350ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営讃岐まんのう公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成 31 年 4 月現在約 350ha である。

(2) 施設概要

対象となる施設は、本公園の供用区域に位置する各公園施設であり、本実施要項表 1 に示すとおりである。

詳細は、別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「主要建築物一覧」、別紙－3「収益施設一覧」を参照のこと。

表 1 主な対象施設一覧

ゾーン名	面積 (ha)	名称
中央広場ゾーン	32.9ha	エントランス広場：約 2,700 m ² ビクターセンター、緑と石のヴィスタ、レストラン、売店、昇竜の滝、希望の丘展望台、飛竜こもれびの道、飛竜の花道 風花の庭：約 2,300 m ² （花壇面積：ハーブ類） 青竜の谷：約 1,500 m ² 花竜の道：約 5,000 m ² （花壇面積） 芝生広場：約 4ha サイクリングセンター：自転車約 520 台 まんのう竹風庵：茶房、工房 竜の子ひろば：ドラ夢の家、レストハウス竜の里、パン工房、遊具（ふわふわドーム、ドラ夢の泉広場、大型ネット式ジャングルジム、アリ地獄、エックススライダー、ロッククライミング等） 中央駐車場：25,800 m ² 屋根付き待合施設
環境保全ゾーン	178.3ha	満濃池展望遊歩道、パノラマ展望台、池見の丘、湖畔の里、きのこの森、炭焼き窯、たけのこ園、体験学習館 見はらしの山展望台、リサイクルセンター 総合センター（香川河川国道事務所公園課、まんのう公園管理センター）
宿泊ゾーン	18.2ha	キャビン 22 棟（内 4 棟はバリアフリー） トレーラーハウス 1 棟 キャンピングカーサイト 5 サイト 一般カーサイト 59 サイト フリーサイト 15 サイト 洗面・シャワー・トイレ棟、炊事棟 オートキャンプ場管理センター（売店、浴室、ランドリー）
湖畔ゾーン	2.0ha	岬の栈橋
健康ゾーン	34.0ha	ドラ夢ドーム：約 1,600 m ² ドラ夢広場：約 11,000 m ²

		北案内所 ドッグラン、健康広場、虫の広場、花巡りの丘、実りの丘、多目的広場 お花見広場、つつじの丘、梅の道、もみじの谷、風の見える丘展望台、 <u>北駐車場</u> ：約 10,700 m ² 屋根付き待合施設
自然活用ゾーン	84.6ha	自然生態観察園（逆様池、北の谷、東の谷、南の谷、南の台地） 自然生態展示館（展示室、映像ホール、学習室） 園路、車道園路、 <u>駐車場</u> 、散策路 さぬきの森センターハウス

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設（以下「収益施設」という。）を示す。

※このほかに自動販売機を設置する。

1.1.2 開園期間及び時間

本公園の開園期間及び時間は、本実施要項表 2 に示すとおりである。

表 2 開園期間及び時間

エリア	期間	開園時間
供用区域	3 月 1 日～7 月 19 日	9：30～17：00
	7 月 20 日～8 月 31 日	9：30～18：00
	9 月 1 日～10 月 31 日	9：30～17：00
	11 月 1 日～2 月末日	9：30～16：30

※休園日は、毎週火曜日、12 月 29 日～1 月 1 日、1 月の第 4 水曜日～金曜日（3 日間）とする。
ただし、火曜日が休日の場合は、当日の火曜日は開園し、翌日の水曜日は休園とする。水曜日が休日の場合は、前日の火曜日は開園するものとする。

また、3 月 20 日～5 月 31 日、7 月 20 日～8 月 31 日、9 月 11 日～10 月 31 日の期間は開園する。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が四国地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者は四国地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

※まんのう町が「洪水」「暴風」等の警報発令が伴う異常気象時は、臨時閉園になる場合がある。

1.1.3 入園料

(1)入園料

本公園の入園料は、本実施要項表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 入園料

区分	大人（15 歳以上 65 歳未満の者） （注）	シルバー （65 歳以上の者）
個人（1 回）	450 円	210 円
団体（1 回）	290 円	210 円
年間パスポート（1 年間）	4,500 円	2,100 円
2 日間通し券	500 円	250 円
2 日間通し券 団体	350 円	250 円

（注）中学生又はこれに相当する者を除く。

※入園料は変更する場合がある。変更する場合は通知する。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方1名は無料。

※団体は、小学生以上の有料入園者20名以上（上記手帳及び年間パスポートを提示した方を含む）を対象とする。

※年間パスポートは、以下の国営公園で使用し入園が可能である。また、発行した公園が以下の国営公園であれば、国営讃岐まんのう公園で使用し、入園が可能である。

1. 国営滝野すずらん丘陵公園
2. 国営みちのく杜の湖畔公園
3. 国営常陸海浜公園
4. 国営武蔵丘陵森林公園
5. 国営昭和記念公園
6. 国営アルプスあづみの公園
7. 国営越後丘陵公園
8. 国営明石海峡公園
9. 国営備北丘陵公園
10. 国営海の中道海浜公園
11. 国営吉野ヶ里歴史公園

※無料入園日：原則として、以下のとおり無料入園日を設けることとし、各年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】
- ・秋の都市緑化月間 ：10月1日～10月31日【期間中2日】
- ・みどりの日 ：5月4日【1日】
- ・敬老の日 ：9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

1.1.4 施設目的

本公園は、阿讃山地の北麓、弘法大師により修築されたと云われる満濃池に隣接した丘陵地に位置する四国唯一の国営公園であり、約50万人／年が来園している。

本公園は、平成10年4月に中央広場ゾーン及び宿泊ゾーンの約80haを第一期開園して以来、順次供用区域を広げ、平成25年度には計画面積約350haを全面開園し、「人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい」を基本テーマとし、以下の基本方針のもとに総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

- ①子どもから大人まで、四季を通じて多様なレクリエーション活動が行える公園とする。
- ②計画地の特性や地域の文化、歴史、風土等を活かした四国らしい公園とする。
- ③四国地域の人々の日帰り利用を主体とするが、滞在型の利用や四国を訪れる観光客も利用できる公園とする。
- ④公園の豊かな自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動、イベントを通

じて、豊かな人間形成に役立つ公園とする。

本公園では、基本テーマ及び基本方針のもと、平成 29 年 3 月に策定した「国営讃岐まんのう公園整備・管理運営プログラム」において、運営維持管理の基本的な考え方として、6 つの重点事項、6 つの管理運営方針を設定している。

重点事項 1) 四国を満喫し、空海の故郷を体感する、自然と文化にふれられる公園

重点事項 2) 体と心をフル活用、遊びも学びも楽しめる公園

重点事項 3) 四国中から、日本中から、みんなが集まってくる公園

重点事項 4) 地域とともに育ち、地域とつながっていく公園

重点事項 5) 地域とともに、美しい花と豊かな緑、文化を守り楽しむ公園

重点事項 6) 効率的な運営管理と安全・安心な公園

管理運営方針① 公園の魅力の向上

管理運営方針② 情報発信の強化

管理運営方針③ 周辺地域等との連携強化

管理運営方針④ 参加型による四国らしい里山の保全・再生

管理運営方針⑤ 効率的な施設の維持管理

管理運営方針⑥ 防災機能の強化

平成 10 年度の開園時から平成 29 年度までの公園利用者数累計は約 810 万人を越え、平成 29 年度には約 49 万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記 6 つの重点事項のもとに永続的な需要喚起と公園利用者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。

(詳細は、別紙－4「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」(以下「基本方針」という。))を参照のこと。)

1.1.5 対象業務の概要

(1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、飲食・物販施設、駐車場、オートキャンプ場施設等、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設については、四国地方整備局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、四

国地方整備局の許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設等の運営や行催事を行う事業（以下「自主事業」という。）について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、委託費により行う「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業（以下「収益施設等設置管理運営業務」という。）により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等設置管理運営業務の実施に用いてはならない。ただし、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」を実施する上で、収益施設等設置管理運営業務と調整する業務については、委託費を充当して差し支えない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、四国地方整備局が行う各種行事への対応を実施するなど、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整のもとに実施されるものである。

なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、庁舎警備業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、四国地方整備局が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

(2) 対象業務項目

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・ 本業務全体のマネジメント及び企画立案
- ・ 入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務
- ・ 企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・ 公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

② 施設・設備維持管理業務

- ・ 維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・

排水施設、給水施設、水景施設、その他設備)

- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

③ 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）

① 収益施設運営業務

- ・飲食・物販施設、駐車場、オートキャンプ場施設等の運営

② 自主事業

- ・臨時飲食・物販施設等の運営
- ・飲食・物販施設等の設置運営
- ・指定する既存施設の改修運営

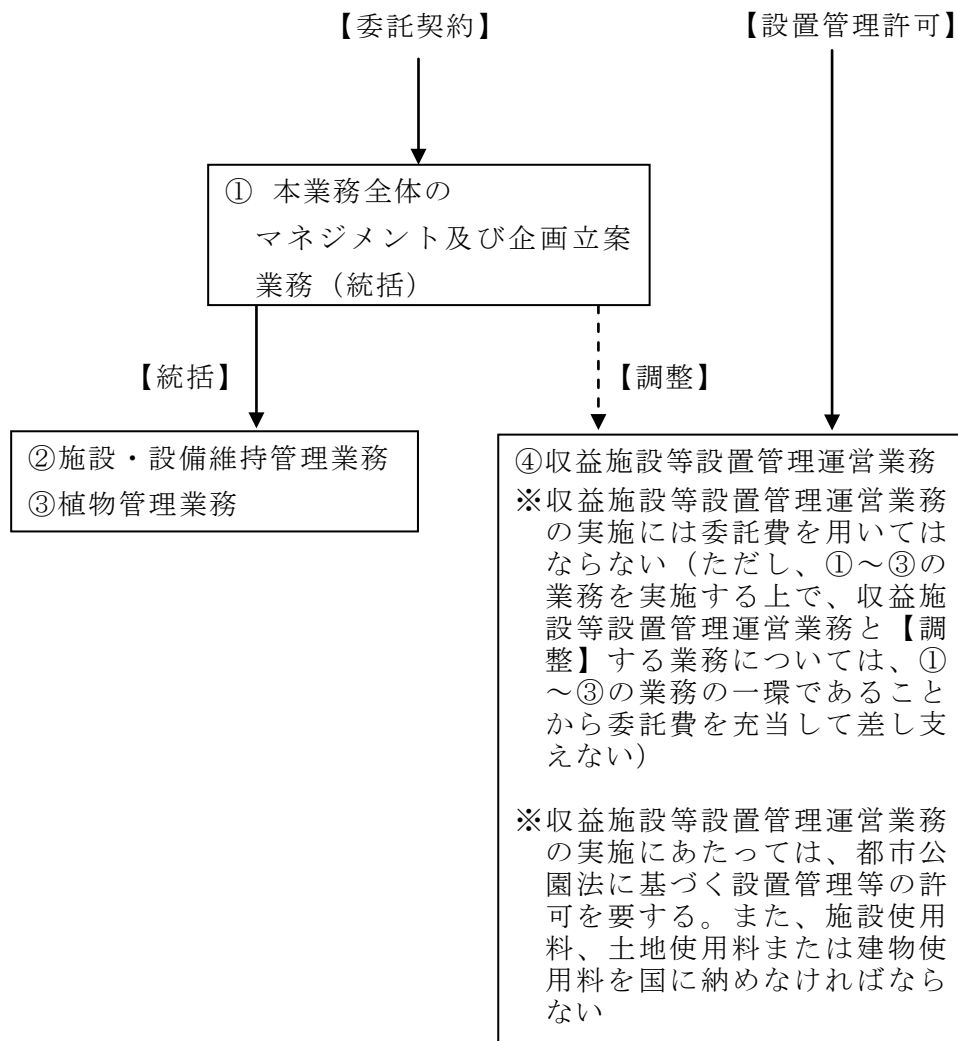
利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき施設を新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営する場合は、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、実施期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。

また、施設を新設する場合、実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

なお、指定する既存施設のうち、収益施設において改修運営を行う場合、収益施設運営業務の対象から除外し、自主事業として運営するものとし、改修工事にあたっては、閑散期における改修工事や、代替の仮設施設によるサービス提供など、公園利用者へのサービス水準の維持に努めることとする。

（詳細は、別紙ー5「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、別紙ー6～8（「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」（以下「個別仕様書（企画立案）」という。）等）、別紙ー9「H28-31 国営讃岐まんのう公園収益施設等設置管理運営規定書」（以下「設置管理運営規定書」という。）を参照のこと。）

(3) 業務全体像



1.2. 業務内容

1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、四国地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。（詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、自然生態園・さぬきの森については、公園利用者が楽しみながら効果的に里山文化等を学べるよう管理運営を行うものとする。（詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

1.2.2 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。（詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－7「個別仕様書（施設・設備維持管理）」（以下「個別仕様書（施設・設備）」という。）を参照のこと。）

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－7「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

1.2.3 植物管理業務

四国、瀬戸内地方、讃岐の里山環境再生や果樹の育成、イベントと連動した花修景を楽しめるようにするため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるよ

うに植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－８「個別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)を参照のこと。)

1.2.4 収益施設等設置管理運営業務

本実施要項 1.2.1～1.2.3 の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、飲食・物販施設、オートキャンプ場施設、駐車場などの収益施設の運営管理を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設、通年での飲食・物販施設、オートキャンプ場施設等の自主事業を行うことができる。自主事業のうち、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、別添 46「自主事業における新施設設置運営可能範囲」に定める範囲において、本業務の実施期間を超えて 10 年間を限度として、飲食・物販施設、オートキャンプ場施設等を新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営することができる。

具体的には、都市公園法第 5 条、第 6 条または第 12 条の手続きを行った上で、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料を四国地方整備局に支払い、別紙－３「収益施設一覧」で示す施設の運営管理や、繁忙期における臨時飲食・物販施設・臨時駐車場等の運営管理、通年での飲食・物販施設、オートキャンプ場施設等の設置管理運営、指定する既存施設改修管理運営を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。

ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書のなかで提案するものとする。詳細については都市公園法第 5 条の手続き前に協議するとともに、その結果については都市公園法第 5 条の許可条件に反映するものとする。

また、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業する施設、裁量施設は公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設である。

なお、各施設の利用料金については、駐車場は、四国地方整備局の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、四国地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。(収益施設の詳細は、別紙－３「収益施設一覧」及び別紙－９「設置管理運営規定書」を参照のこと。)

事業者からの提案に基づく飲食・物販施設、オートキャンプ場施設等の新設、指定する既存施設の改修又は補修を行った場合、本業務実施期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第 5 条の許可に基づき実施できるものとする。また、飲食・物販施設、オートキャンプ場施設等を新設した場合、本業務の実施期間終了時又は許可期間終了時(更新が行われた場合は除く)は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

【平成 32 年 2 月～平成 32 年 3 月】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・本公園の 2 月～3 月の公園利用者数（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値：41,923 人】）
	利用者満足度の確保	・本公園の 2 月～3 月の公園の運営に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率※2 （平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績値；「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率の回答比率；86%】）
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム※3 の開催回数（平成 26 年度～平成 29 年度の 2 月と 3 月の実績平均値と同程度以上【平成 26 年度～平成 29 年度の 2 月と 3 月の実績平均値：年間開催回数 94 回】）

※1：公園利用者数の集計方法は別紙－13「公園利用者数等」による。

※2：各年度の四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－14）で、Q11「公園の満足度」に、第 4 四半期において「非常に満足」又は「やや満足」と回答した人の比率の平均値。

※3：利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催、共催によるイベント、自主事業、及び持込イベントであり、10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の 4 種類のプログラム。入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスであり、展示企画は計測対象に含めない。回数の計測は下記による。

- ・参加者数が延べ 1 人以上の場合に、1 プログラムを 1 回と数える。
- ・同じプログラムを複数日に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

【平成 32 年度～平成 34 年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・ 本公園の年間の公園利用者数（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値：平均 464,560 人／年、第 1 四半期 126,623 人、第 2 四半期 77,235 人、第 3 四半期 183,679 人、第 4 四半期 77,023 人】）（ただし、四半期ごとの公園利用者数は参考値とする）
	利用者満足度の確保	・ 本公園の年間の公園の運営に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率※2（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績値；「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率；年間 90%、第 1 四半期 90%、第 2 四半期 91%、第 3 四半期 93%、第 4 四半期 86%】）（ただし、四半期ごとの回答比率は参考値とする）
	公園特性を生かした植物管理	・ 本公園の季節を彩る花の演出に関する年間の「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率※3（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績値；「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率；年間 80%、第 1 四半期 90%、第 2 四半期 80%、第 3 四半期 80%、第 4 四半期 70%】）（ただし、四半期ごとの回答比率は参考値とする）
	多様な利用プログラムの提供	・ 利用プログラム※4の開催回数（平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値と同程度以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値：年間開催回数 749 回】）
	情報受発信	・ ホームページ総アクセス件数（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値；ホームページアクセス件数 720,000 件】）

※1：公園利用者数の集計方法は別紙－13「公園利用者数等」による。また第 2 四半期の入園者数は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を控除した数値となっている。

※2：各年度の四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－14）で、Q11「公園の満足度」に、「非常に満足」又は「やや満足」と回答した人の年間及び各四半期の比率の平均値。

※3：各年度の四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－14）で、Q14-2「季節を彩る花の演出」に、「非常に満足」又は「やや満足」と回答した人の年間及び各四半期の比率の平均値。

※4：利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催、共催によるイベント、自主事業、及び持込イベントであり、10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の 4 種類のプログラム。入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスであり、展示企画は計測対象に含めない。回数の計測は下記による。

- ・ 参加者数が延べ 1 人以上の場合に、1 プログラムを 1 回と数える。
- ・ 同じプログラムを複数日に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

【平成 35 年度（平成 35 年 4 月から平成 35 年 12 月まで）】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・本公園の第 1～第 3 四半期までの期間の公園利用者数（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値：平均 387,537 人／年、第 1 四半期 126,623 人、第 2 四半期 77,235 人、第 3 四半期 183,679 人】）（ただし、四半期ごとの公園利用者数は参考値とする）
	利用者満足度の確保	・本公園の第 1～第 3 四半期までの期間の公園の運営に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率※2（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績値；「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率；第 1～第 3 四半期 91%、第 1 四半期 90%、第 2 四半期 91%、第 3 四半期 93%】）（ただし、四半期ごとの回答比率は参考値とする）
	公園特性を生かした植物管理	・本公園の第 1～第 3 四半期までの期間の季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率※3（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績値；「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率；第 1～第 3 四半期 80%、第 1 四半期 90%、第 2 四半期 80%、第 3 四半期 80%】）（ただし、四半期ごとの回答比率は参考値とする）
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム※4の開催回数（平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値と同程度以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値：第 1～第 3 四半期までの年間開催回数 625 回】）
	情報受発信	・ホームページ総アクセス件数（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値；第 1～第 3 四半期までのホームページアクセス件数 590,000 件】）

※1：公園利用者数の集計方法は別紙－13「公園利用者数等」による。また第 2 四半期の入園者数は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を控除した数値となっている。

※2：各年度の四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－14）において、Q11「公園の満足度」に「非常に満足」又は「やや満足」と回答した人の第 1～第 3 四半期までの期間及び、第 3 四半期までの各四半期の比率の平均値。

※3：各年度の四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙－14）において、Q14-2「季節を彩る花の演出」に「非常に満足」又は「やや満足」と回答した人の第 1～第 3 四半期までの期間及び、第 3 四半期までの各四半期の比率の平均値。

※4：利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催、共催によるイベント、自主事業、及び持込イベントであり、10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の 4 種類のプログラム。入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスであり、展示企画は計測対象に含めない。回数の計測は下記による。

- ・参加者数が延べ 1 人以上の場合に、1 プログラムを 1 回と数える。
- ・同じプログラムを複数日に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6～8（「個別仕様書（企画立案）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うこと。その他、本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

(2) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。（詳細は、別紙－7「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。（詳細は、別紙－7「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

(3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。（詳細は、別紙－8「個別仕様書（植物）」を参照のこと。）

(4) 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。（詳細は、別紙－9「設置管理運営規定書」を参照のこと。）

1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。また、業務計画書の承諾にあたり、四国地方整備局が実施を認めない提案がある場合は、その実施前までに代替案を検討するよう指示することがある。この場合でも、原則として、企画書に記載した目標の変更は認めない。ただし、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると四国地方整備局が判断した場合は、事業者と四国地方整備局との協議により、変更を認める場合もある。

- ① 目標とする公園利用者数の確保に関する提案
- ② 利用者満足度の確保に関する提案
- ③ 公園特性を生かした植物管理に関する提案
- ④ 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案
- ⑤ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
- ⑥ 情報受発信に関する提案
- ⑦ 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
- ⑧ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
- ⑨ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
- ⑩ 自主事業に関する提案
- ⑪ 収益施設の運営に関する提案

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項 1.3.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ② 施設・設備維持管理業務
- ③ 植物管理業務
- ④ 収益施設等設置管理運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。ただし、業務計画書の承諾にあたり、四国地方整備局が提案の実施を認めない場合がある。

(3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績および運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式 1－9）及び「収益施設運営計画書」（様式 3）を提出すること。

自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について提案するものとする。

1.3.4 モニタリング方法

四国地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について本実施要項表 5 に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、四国地方整備局により公表されることがある。

表 5 モニタリング調査

【平成 31 年度～平成 35 年度】

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の年間の公園利用者数（ただし、四半期ごとの公園利用者数は参考値とする。）	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
利用者満足度の確保	・年間の公園の運営に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率（ただし、四半期ごとの回答比率は参考値とする。）	・アンケート調査（4 回以上／年）	四国地方整備局
公園特性を生かした植物管理	・年間の季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」又は「やや満足」の回答比率（ただし、四半期ごとの回答比率は参考値とする。）	・アンケート調査（4 回以上／年）	四国地方整備局
多様な利用プログラムの提供	・体験教室、里山体験教室、ガイドウォーク等の利用プログラムの開催回数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
情報受発信	・ホームページの総アクセス件数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
個別業務の質	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局

四国地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙－14「公園利用者アンケート調査」にある調査票によりアンケート調査を年間 4 回以上（実施月の平日・休日各 1 日※）実施する。サンプル数は年間で 2,000 件程度とし、アンケート調査は、ゲート及び対象施設周辺等の主要箇所 3 箇所において、対面式で行う予定である。

※原則 1 日とするが、サンプル数の確保が困難な場合は複数日とする。

1.3.5 委託費の支払い方法

(1) 公園運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
- b) 四国地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰することが出来ない事由によると四国地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

（注）事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合とは以下の場合である。

- ・震災等大規模な自然災害の影響が認められる場合
- ・募集時には計画のなかった主要施設の一定期間使用中止があった場合

その他、事業者の責任に拠らない事由が発生し、四国地方整備局が認めた場合

- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- d) 会計法第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。
ただし、事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合は改善計画書は不要とする。
- e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らないと四国地方整備局が判断した風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

(2) 収益施設等設置管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料（詳細は、別紙－9「設置管理運営規定書」を参照のこと。）を四国地方整備局に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、分任歳入徴収官四国地方整備局香川河川国道事務所長が発行する納入告知書により、納入告知から20日以内に納入しなければならない。

（別紙－9「設置管理運営規定書」を参照のこと。）

なお、四国地方整備局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、

施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容に支出するものとする。

1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－６～８（「個別仕様書（企画立案）」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、四国地方整備局から貸与する物品（詳細は、別紙－２０「提供物品一覧」を参照のこと。）については、事業者の責めに帰すべき事由により損害した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、契約期間終了後は四国地方整備局へ返却するものとする。この場合、原状復旧に要する費用に委託費を充当することはできない。

(2) 光熱水費

四国地方整備局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設等設置管理運営業務の実施に係るものを除く。）。

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員（本実施要項 8.1.4 参照）の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

- ① 個別にメーターを設置するなど、収益施設等設置管理運営業務の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。
- ② 四国地方整備局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員に指示された期日までに提出するものとする。
- ③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員の指示に従い、また協力するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には四国地方整備局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃
- ② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の新設

(4) 収益施設等設置管理運営業務に関する留意事項

収益施設等設置管理運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で四国地方整備局に協議するものとする。

事業者が四国地方整備局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらためて四国地方整備局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は四国地方整備局に対して土地使用料または建物使用料を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と四国地方整備局の責任分担

事業者と四国地方整備局の責任分担は、本実施要項表 6 に示すとおりとする。

表 6 事業者と四国地方整備局の責任分担

項目	内 容	四国地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、四国地方整備局に納付）		○	
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理し ている施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	四国地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者から の苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減			◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	
施設・物品等の 修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管 理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以 下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合か つ年間修繕費用 1,514 万円（税抜き）【平成 32～34 年度】、 252 万円（税抜き）【平成 31 年度分】、1,261 万円（税抜き） 【平成 35 年度分】、※を超えない場合（上記①を除く。）。		○	
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費 用（上記①を除く。）。 ※事業者からの提案に基づく収益施設の改修又は補修につ いては、1 件あたり 100 万円を超える場合においても事業者 の責任分担とする。			◎
	上記 3 項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場 合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒 体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この 表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を 受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければ ならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合に は、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への 損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を 与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による 公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第 30 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎

	上記 2 項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 26 年～平成 29 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－２１「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて四国地方整備局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示することがある。事業者が四国地方整備局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じたもの並びに事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、四国地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用する。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 32 年 2 月 1 日～平成 36 年 1 月 31 日

但し、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 四国地方整備局の検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断されるとき。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

3. 入札参加資格に関する事項

3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予決令第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- f) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- g) 入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
- h) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（a）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（b）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（a）一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
 - (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - i) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
 - j) 四国地方整備局総合評価委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
 - k) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
 - l) 香川河川国道事務所で平成30年度に実施の「平成30年度 まんのう公園管理運営検討業務」に参加している者及び当該業務の監理技術・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
- なお、「業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項3.1. **h)** ①、②に該当することをいう。

3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表 7 企業の業務実績等に関する要件

	① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	②施設・設備維持管理業務	③植物管理業務	④収益施設等設置管理運営業務
	・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等設置管理運営業務に必要な要件
業務実績※1	下記に示す業務（平成 16 年度以降に完了した履行期間が概ね 12 ヶ月以上の業務に限る）において 1 件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成 32 年 1 月 31 日までに完了するもの）			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を 1 件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項 1.2.2参照）の実績を 1 件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（本実施要項1.2.3参照）の実績を 1 件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（本実施要項 1.2.4参照）の実績（収益施設のうち、いずれか 1 種類以上の運営を行った実績）を 1 件以上有すること
	1) 地区公園、特殊公園、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など） 2) レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地※4 管理を行っている施設			
注意 事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める		
保有資格者			1 級造園施工管理技士を 1 名以上有する法人であること	

※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。）

※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）

※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）

※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）

3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表8 配置予定者の業務実績等に関する要件

	① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	②施設・設備維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設等設置管理運営業務の業務責任者
業務	下記に示す同種又は類似業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成32年1月31日までに完了するもの)			
業務の経験※1	同種業務の経験 下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など) 2)レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、2ha以上の園地※6管理を行っている施設			
	ア)延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ウ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者	エ)延べ2年以上の業務責任者※3の経験 カ)延べ3年以上の業務経験		
	類似業務の経験 下記の3)～5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2～1.2.4参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること

				と
		3) 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している4ha以上の都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など） 4) 都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 5) レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、園地※6管理を行っている施設		
		ア) 延べ2年以上の総括責任者※2 の経験 イ) 延べ3年以上の業務責任者※3 の経験 ウ) 総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	エ) 延べ2年以上の業務責任者※3 の経験 オ) 延べ3年以上の業務経験	
資格	—	—	1 級造園施工管理技士	—
実施体制	・業務責任者※3 は、平成32年2月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。 ・上記①の業務責任者※3 1名を総括責任者※2 とすること。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者※2 は代表企業に所属する者とする。 ・総括責任者は、原則、実施期間中専任（※7）とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め四国地方整備局の承諾を得るものとする。 ・総括責任者※2 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者※3 は他業務の業務責任者※3 を兼務することができる。 ・開園期間中は、上記①の業務責任者（総括責任者）が勤務する体制か、上記②～④の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～④が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を2人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記①～④の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。） ・主な業務従事（勤務）場所は、まんのう公園管理センターとすることを想定している。			

※1:業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）

※2:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等設置管理運営業務を行う場合及び収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理

運営業務への委託費の支出は認めない。

- ※3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- ※4:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- ※5:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- ※6：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)
- ※7:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
 - ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
 - イ) 施設・設備維持管理業務
 - ウ) 植物管理業務
 - エ) 収益施設等設置管理運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについては、被指名停止会社になる構成員を補充した上で、新たに共同体を結成し、共同体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとし、その期限は実施要項 4.1 に定める企画提案書の提出期限とする。やむを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1. a) から 1) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

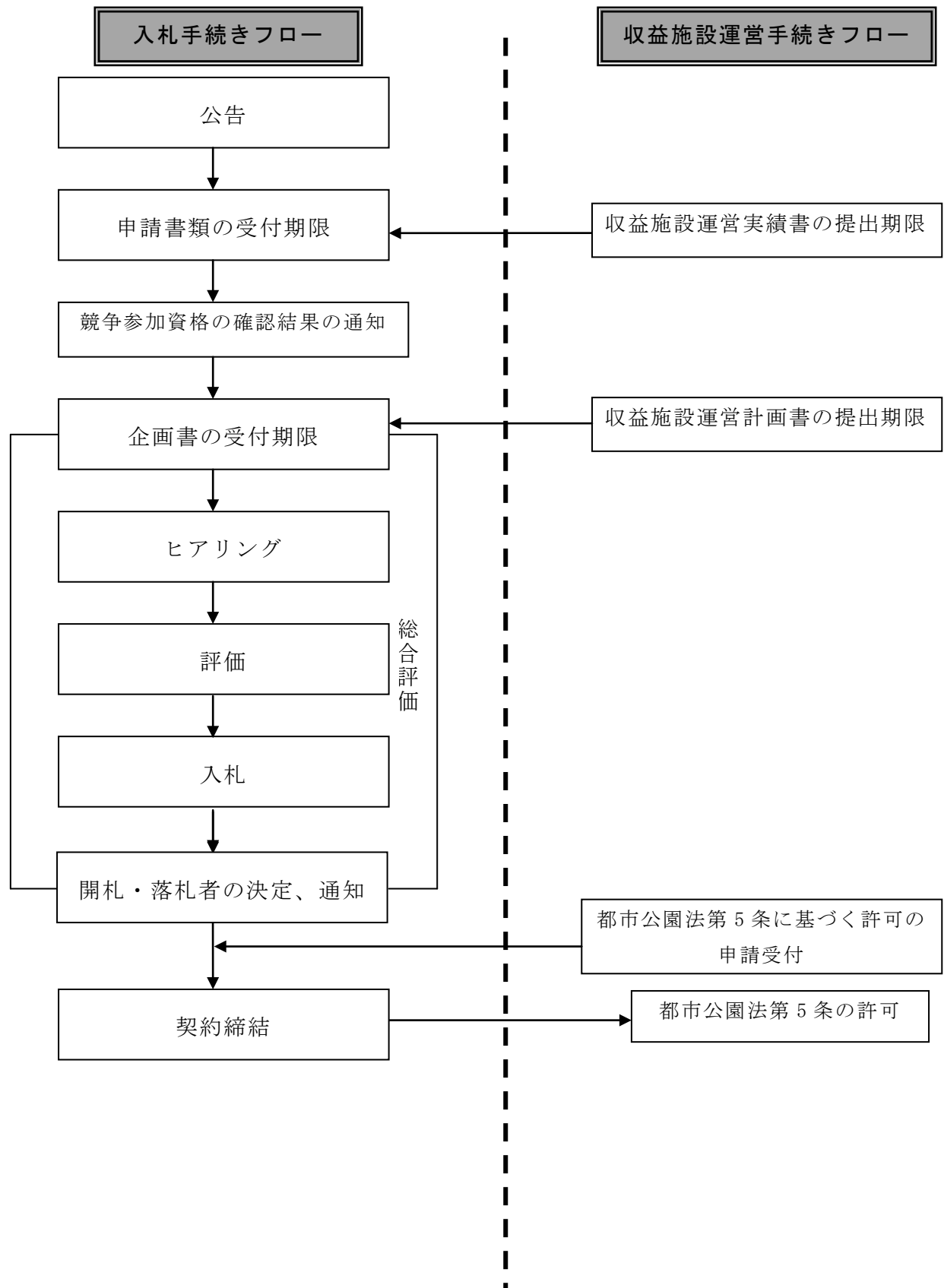
4. 入札に参加する者の募集に関する事項

4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ① 公告 | : 平成 31 年 4 月中旬 |
| ② 現場見学可能期間 | : 平成 31 年 4 月中旬～平成 31 年 8 月中旬 |
| ③ 入札等に関する質疑応答 | : 平成 31 年 4 月中旬～平成 31 年 10 月上旬 |
| ④ 申請書類の受付期限 | : 平成 31 年 6 月上旬 |
| ⑤ 競争参加資格の確認結果の通知 | : 平成 31 年 6 月下旬 |
| ⑥ 企画書・収益施設運営計画書の受付期限 | : 平成 31 年 8 月上旬 |
| ⑦ ヒアリング | : 平成 31 年 8 月中旬 |
| ⑧ 評価 | : 平成 31 年 8 月中旬～平成 31 年 10 月上旬 |
| ⑨ 入札 | : 平成 31 年 10 月上旬 |
| ⑩ 開札 | : 平成 31 年 10 月上旬 |
| ⑪ 落札予定者の決定 | : 平成 31 年 10 月上旬 |
| ⑫ 契約締結 | : 平成 31 年 11 月下旬 |

※ 現場見学とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。



4.2. 入札実施手続

4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類並びに、企画書及び収益施設運営計画書（以下、「企画書等」という。）を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない）の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

なお、提出された申請書類及び企画書等は、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式 1－1）

② 企業の業務実績（様式 1－2）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。なお、業務実績が同一業務でない場合は各業務毎に提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式 1－3）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。なお、同種（類似）の業務実績が同一業務でない場合は各業務毎に提出すること。

④ 守秘性に関する要件（様式 1－4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式 1－5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式 1－6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託または下請負の予定（様式 1－7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式 1－3 に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

- ⑩ 業務経験証明書（様式 1－8）
- ⑪ 収益施設運営実績書（様式 1－9）
- ⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し
- ⑬ 誓約書（様式 1-10）

4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については本実施要項表 9 を参照のこと。

- ① 表紙（様式 2－1）
- ② 企画提案
 - ア) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案（様式 2－2－1）
 - イ) 利用者満足度の確保に関する提案（様式 2－2－2）
 - ウ) 公園特性を生かした植物管理に関する提案（様式 2－2－3）
 - エ) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案（様式 2－2－4）
 - オ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2－2－5）
 - カ) 情報受発信に関する提案（様式 2－2－6）
 - キ) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案（様式 2－2－7）
 - ク) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2－2－8）
 - ケ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2－2－9）
 - コ) 自主事業に関する提案（様式 2－2－10）
 - サ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2－2－11）

なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

③ 改善提案（様式 2－2－12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組（様式 2－2－13）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定があるか。該当することを証明する資料を添付すること。

4.2.4 収益施設運営計画書・自主事業施設運営計画書

様式3「収益施設運営計画書」を提出する。また、飲食・物販施設等の運営、指定する既存施設の改修運営を行う場合は「自主事業施設運営計画書」を提出する。自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について提案するものとする。

4.2.5 ヒアリングの実施

a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針および企画書等に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア 実施場所：四国地方整備局

イ 実施期間：別途通知

ウ ヒアリング時間：別途通知

エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

4.2.6 その他

- a) 競争参加資格の確認及び企画書等の評価は、申請書類及び企画書等の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- b) 申請書類及び企画書等の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- c) 四国地方整備局は、提出された申請書類及び企画書等の資料を、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- d) 提出された申請書類及び企画書等の資料は、返却しない。
- e) 提出期限以降における申請書類及び企画書等の資料差し替え及び再提出は認めない。
- f) 落札者は、様式1-10（第2面）及び電磁記録媒体（CD-R等）を提出すること。詳細は様式1-10を参照すること。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、四国地方整備局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される四国地方整備局総合評価委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、入札参加者は企画書と同時に、収益施設運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書等の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。（本実施要項表9を参照のこと。）

5.1.1 基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表9の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計50点）。さらに、実施体制に係る項目においては、最低水準を超える部分についてその内容に応じ得点を与える（加算点計10点）。なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

5.1.2 提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表9の提案項目について審査を行う（加算点計190点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準（質）の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

5.1.3 加算点項目

加算項目審査については、表9のとおり審査を行う（加算点計3点）。

なお、共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。

表9 標準評価項目及び得点配分

項目	区分	項番	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
① 基本項目	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10	0～5	様式 1-2～ 1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	0/5	
	2) 業務に対する認識	3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	
	3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、四国地方整備局の要求水準（実施要項1.3.1及び1.3.2）が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式 2-2-1 ～ 2-2-12
② 提案項目	企画提案					
	1) 目標とする公園利用者数の確保	6	本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～15	様式 2-2-1
	2) 利用者満足度の確保	7	アンケートによる満足度（「非常に満足」又は「やや満足」）（％）において、年間及び四半期ごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度数の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～15	様式 2-2-2
	3) 公園特性を生かした植物管理	8	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ、年間及び四半期ごとの公園内の資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関するアンケートによる満足度（「非常に満足」又は「やや満足」）（％）において、目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～10	様式 2-2-3
	4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	9	本公園の「自然生態園」「竜頭の丘」「竜頭の森」「さぬきの森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-4
	5) 多様な利用プログラムの提供	10	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した利用プログラムの開催回数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～10	様式 2-2-5
	6) 情報受発信	11	ホームページアクセス件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～10	様式 2-2-6
	7) 地域との連携活動・市民との協働活動	12	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式 2-2-7
	8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法	13	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ（職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者）に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性の	—	0～15	様式 2-2-8

			ある提案が示されているか。			
	9) 緊急時及び非常時の対応	14	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面の対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式 2-2-9
	10) 自主事業の提案	15	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。	—	0～20	様式 2-2-10 様式3
	11) 収益施設の運営に関する提案	16	公園利用者サービスの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～20	様式 2-2-11 様式3
従来の実施方法に対する改善提案						
	1) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0～25	様式 2-2-12
加算点項目	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組					
	13) 認定状況	18	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代法、又は若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。	—	0～3	様式 2-2-13
合計得点				0～50	0～193	

5.2. 事業者決定にあたっての評価方法

5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 5.2.2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

5.2.2 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表 9 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

(2) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は 30 点とする。

(3) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表 9 の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は 243 点(基礎点 50 点+加算点 193 点)とする。

(4) 基本項目審査の評価方法

基本項目審査については、本実施要項表 10 の評価基準を満たしているかによって評価する。

表 10 実施体制の様式 1-5-2 の加算点は、提案内容に対する具体性、実現性等を総合的に勘案して、原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価をする。

表 10 基本項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。(様式1-5-1) なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-2) ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている。(組織面、費用面の対応が適切に明示されている。)
	提案された内容が実施可能な体制であるか。	提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。 現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている。(様式1-5-1) なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-3) ・緊急時における代替性等の確保の観点から、申請書類の提出期限の日時点で、申請した総括責任者以外に同一企業内に表8に示す総括責任者の業務実績を有している者(代替総括責任者)が1名以上在籍し、申請した総括責任者に事故等があった場合、速やかに配置できる体制が確保されている。申請書類の提出時期に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)を提出すること。なお、代替総括責任者は、本業務の実施期間中、専任規定のある工事又は業務には従事することはできない。(本業務は除く)
業務に対する認識	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。
	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。
現行基準レベルの質の確保の実態	各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。	仕様書に定める管理水準を満足させる企業の業務実績、配置予定者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1～2-2-12の提案内容について実現性が高いものとなっている。

(5) 提案項目審査の評価方法

提案項目審査は以下のとおりとする。

提案項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②入園料、使用料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

表 11 基本項目審査（様式 1-5-2）及び提案項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき提案が見られない。	配点×0.00

(6) 加算点項目審査の評価方法

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組の評価は下記のとおり区分して評価する。

- ① えるぼし認定企業（第 3 段階）（3 点）
- ② えるぼし認定企業（第 2 段階）、プラチナくるみん認定企業又はユースエール認定企業（2 点）
- ③ えるぼし認定企業（第 1 段階）又はくるみん認定企業（旧認定基準、新認定基準）（1 点）
- ④ 一般事業主行動計画の策定（0.5 点）
- ⑤ 認定なし（0 点）

※注

- ・ えるぼし認定企業：女性活躍推進法第 9 条の認定を受けた企業（ただし、第 1 段階及び第 2 段階の認定については、労働時間等の働き方に係る基準を満たさない場合は評価しない。）
- ・ くるみん認定企業：次世代法第 13 条の認定を受けた企業
旧認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準（同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置含む）
新認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令

第 31 号) による改正後の認定基準

- ・プラチナくるみん認定企業：次世代法第 15 条の 2 の特例認定を受けた企業
- ・ユースエール認定企業：若者雇用促進法第 12 条の認定を受けた企業
- ・一般事業主行動計画の策定：女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の企業に限る。）
- ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて評価する。
- ・共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。

5.2.3 留意事項

四国地方整備局は、事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙－１０～４７のとおりである。

7. 事業者の使用させることができる国有財産に関する事項

7.1. 施設

別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「主要建築物一覧」、別紙－3「収益施設一覧」による。

7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に係る建物・設備全てとする（別紙－19「提供施設一覧表」を参照のこと）。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等
に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他
の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業
者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙－５「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙－５「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙－５「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

香川河川国道事務所副所長（公園担当）（予定）

② 主任調査員

香川河川国道事務所総務課長（予定）

香川河川国道事務所経理課長（予定）

香川河川国道事務所公園課長（代表）（予定）

③ 調査員

香川河川国道事務所総務課総務係長（予定）

香川河川国道事務所経理課経理係長（予定）

香川河川国道事務所公園課管理係長（予定）

香川河川国道事務所公園課施設保全係長（予定）

(2) 検査・監督体制

- a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、清算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、四国地方整備局に提出すること。
- b) 四国地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受理したときは、その日から 10 日以内に支出負担行為担当官四国地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

- a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の

事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

四国地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－5「共通仕様書」第 8 章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め四国地方整備局の承諾を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

い。ただし、収益施設等設置管理運営業務として行う場合など、四国地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、四国地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、四国地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、四国地方整備局が負担する。

8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託

してはならない。

- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで四国地方整備局の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が四国地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

四国地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、四国地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として四国地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 四国地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を四国地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- d) 四国地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

四国地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、四国地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と四国地方整備局が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について四国地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について四国地方整備局と協議を行い、四国地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、四国地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、共通仕様書 3 2 条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。（業務の引継ぎに必要な資料の詳細は、別紙－5「共通仕様書」を参照のこと。）

8.6.18 業務評価について（案）

本業務においては四国地方整備局が、毎年度（平成 32～34 年度）業務終了後に当該年度の業務評価（以下、「単年度評価」という。）を実施するとともに、3 年目（平成

34 年度）の業務終了後に 3 年間を通しての業務評価（以下、「3 箇年評価」という。）を実施する。なお、平成 31 年度分については業務評価を実施しない。評価については事業者へ通知し、四国地方整備局ホームページ等により公表するものとする。（詳細は、別紙－48「業務評価」を参照のこと。）

なお、評価については、本公園の国営公園運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が 2 回以上「不可」の実績となり、かつ 3 箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1. 表 9 評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から 15 点を減点する。

なお、評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 四国地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、四国地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について四国地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、四国地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について四国地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は四国地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

10.1. 調査方法

四国地方整備局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

10.2. 実施状況に関する調査の時期

四国地方整備局は、10.3の調査項目に関する内容について、内閣総理大臣が評価（平成33年7月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成33年3月31日時点における状況を調査する。

10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

10.4. 四国地方整備局総合評価委員会への報告

四国地方整備局は、上記の調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、上記の評価を行うために、平成33年6月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会に提出するものとする。四国地方整備局は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、四国地方整備局総合評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11.1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1.1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

四国地方整備局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

11.2. 四国地方整備局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 罰則等

- a) 本業務における入園料の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- b) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・本実施要項 8.1.1.による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、本実施要項 8.3.による指示に違反した者
- c) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b)の刑を科されることとなる。

11.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は四国地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。